第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

☑ 新規　☐ 変更

（宛先）京都府知事	平成28年 6月 30日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府城陽市平川横道93	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社　山岡製作所　代表取締役　山岡靖尚

主たる業種	金属用金型・同部分品・付属品製造業				細分類番号	2 6 9 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	☑ 第12条第１項第１号 ☐ 第12条第１項第２号又は第３号 ☐ 第12条第１項第４号				
計画期間	平成２６年４月から平成２９年３月まで					
基本方針	私たちは、自然との調和・地域社会との共生を考え環境改善活動に取組み、社会に貢献する。					
計画を推進するための体制	環境推進委員会　環境専門部会（省エネ部会）（製品環境部会）（廃棄物対策部会）					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度（23～25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	1,149.5 トン	1,114.9 トン	1,103.7 トン	1,092.7 トン	-4.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	1,126.3 トン	1,114.9 トン	1,103.7 トン	1,092.7 トン	-2.0 パーセント
	目標の根拠	空調電力の削減、照明電力の削減　ー				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量（売上金額千万円当り　）	3.08	2.98	2.95	2.92	-4.30 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（　）					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	省エネ改善でエネルギー使用量を削減することで、原単位の削減につなげる					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度（25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	備考
		68.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	（２６）年度	省エネ機器の導入、機器の適正利用によるエネルギー使用量の削減				
	（２７）年度	省エネ機器の導入、機器の適正利用によるエネルギー使用量の削減				
	（２８）年度	省エネ機器の導入、機器の適正利用によるエネルギー使用量の削減				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし				
	上記の措置を採用する理由	他の通勤手段を選べる状況に無いため				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
５　「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。